

まるごと

石垣市の女性と男性のひろば



No. 14

2001年 秋季号

第1回「男女共同参画週間」パネル展開催



～のびやかに 生きる男女の 参画社会～

男女が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現に向けて、平成11年6月23日に男女共同参画社会基本法が公布、施行されました。それを記念して6月23日から6月29日までの1週間を「男女共同参画週間」と創設されました。

本市でも、この基本法の目的及び基本理念に対する理解を深めるため去る6月25日から6月29日までの間、「男女共同参画週間パネル展」を市役所玄関ロビーにおいて、開催しました。同パネル展ではイラストで基本法の紹介、女性行政のあゆみ、「女性の翼」の訪問国の様子などを展示し、好評を得ました。

また、「男女共同参画社会をめざして」をテーマに八重山女性の翼の会、石垣市女性団体ネットワーク会議主催による講演会が去る6月30日に大濱信泉記念館で開催されました。

講師には大濱長照市長があたり男女共同参画社会のあり方について具体的に講話しました。講演会終了後はフロアーから活発な質問や提言もあり大盛会裡に終わりました。



講演した大濱長照石垣市長

男性の目ではよくわからない部分も女性の目でみるとよくわかることも多々ある。両方の良さが活かされてこそ良いまちづくりができると思う。

基本的には男も女も同じ一人の人間という観点を忘れないことが大事。

桂文世のジェンダーブレイク

“笑って・感じて・気づいて・変わる”

落語家の桂文世さんによるジェンダー講演会が去る7月20日午後7時より平得公民館で開催されました。

この講演会は、沖縄県女性センター「ているる」の5周年を記念して開催されたもので、私たちの暮らしの中ではないまだに多く見られる「女だから、男だからこうあるべき」の縛り（ジェンダー・バイアス）を講演と落語で楽しく、分かりやすく、面白く説明し、笑いのなかからジェンダーブレイクの認識を深めた講演会でした。

参加者の声

- ジェンダーという意味は少々理解していたつもり。お話の中身が自分の家庭そのものに思い涙がでたり、笑ったり、たのしかった。本当に変わらなくちゃ。
- 笑いました。日頃思っている事ですので大変関心深く、楽しく聞かせていただきました。夫と妻の関係、母と子の関係、次の世代へ良いものをつないでいくにも人間対人間としてよりよい関係をつくりたい。



セクシュアル・ハラスメント防止実践講習会

「事業主が、職場にけるセクシュアルハラスメント防止対策を効果的に講ずることができるように」と、去る6月4日午後2時よりホテルミヤヒラでセクシュアル・ハラスメント実践講習会が開かれました。この講習会は21世紀職業財団沖縄事務所並びに石垣市・石垣市商工会が共催で開催。この講習会には事業主や人事労務担当者、教育担当者、及び行政職員等、多数参加し、平成11年4月1日施行された改正男女機会均等法に沿ったセクシュアルハラスメント防止のためのノウハウや事例等、具体的な説明がありました。

*セクハラが起こる原因

- ・性的言動を女性が不快に思うことを、男性が分かっていない。
- ・男性が女性を対等のパートナーとして見ていない。

*セクハラを起こさない防止策

- ・互いの人格を尊重し、言葉や行動に注意することや仕事上での対等なパートナーとしての意識をもつこと。

また、性的言動を不快に感じるかどうかは個人、男女、世代間で受け止め方に差があることを認識することも大事。



雇用管理アドバイザーの友利恵子さん

DV防止法成立

～配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律～

平成13年4月6日、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（略称DV防止法）が成立しました。4月13日に公布され、10月13日から施行されます。

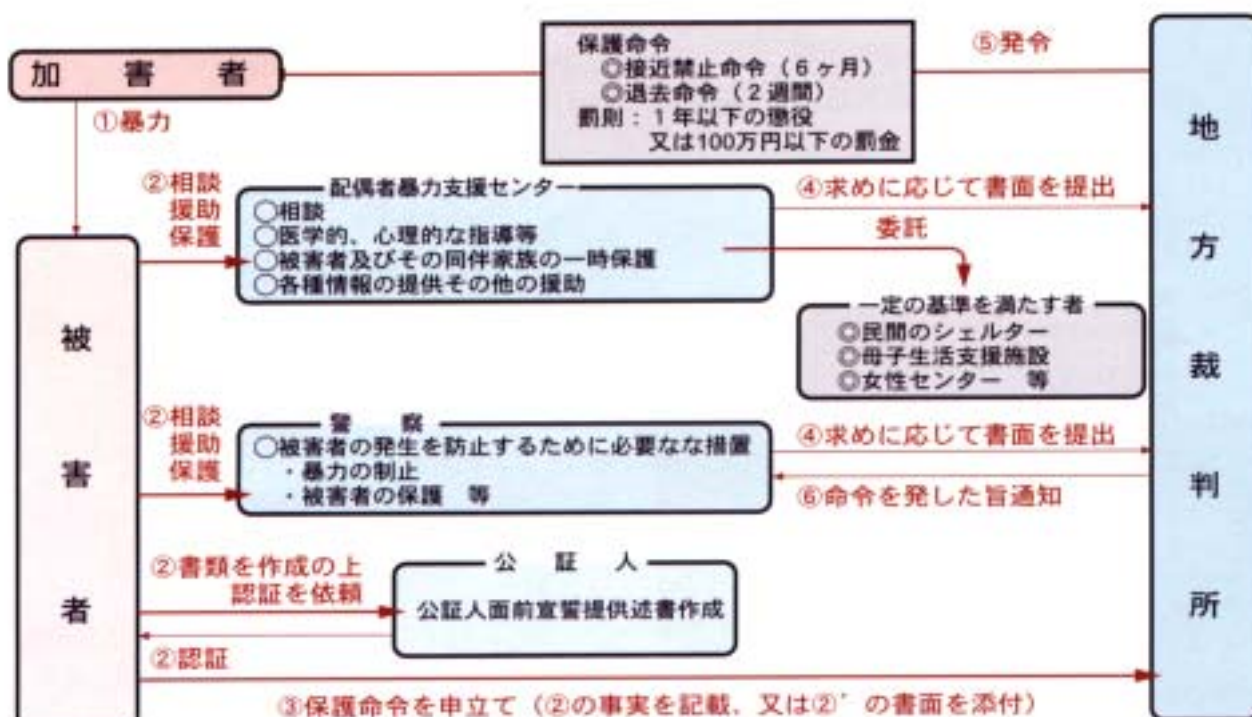
配偶者からの暴力は、犯罪となる行為であるにもかかわらず、被害者の救済は必ずしも十分におこなわれていません。配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合が女性であり、暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を行うことは、個人の尊厳及び男女平等の実現の妨げとなっています。

このようなことから、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力防止及び被害者の保護を図ることを目的にこの法律が制定されました。

この法律は、配偶者からの暴力を防止し、被害

者を保護するため、都道府県が、自ら設置する婦人相談所その他の適切な施設において、被害者の相談を受けたり一時保護を行うなど、「配偶者暴力相談支援センター」としての機能を果たすことを目的に制定されました。被害者が更なる配偶者からの暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所が、被害者の申し立てにより、一定期間、加害者を被害者から引き離すための保護命令を発することなどが規定されています。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律フローチャート



この法律によってどういうことが可能となるのでしょうか？

Q1 法律で取り締まることができる配偶者の範囲は

A1 婚姻の届け出をしている人、事実婚の人を含むが、元配偶者、恋人、元恋人は含まれません。

Q2 暴力の範囲は

A2 対象となる行為を明確にする必要性等から、身体的暴力に限ります。しかし配偶者暴力センター等が行う相談業務の中で、精神的、性的暴力等の被害を受けた方も保護の対象となります。

Q3 どんな法律的対抗手段が可能ですか

A3 被害者が更なる配偶者からの暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申し出により、保護命令を発します。

- ① 6ヶ月間の接近禁止命令
- ② 2週間の住居からの退去命令

Q4 保護命令に違反したときの処罰は

A4 懲役1年又は百万円以下の罰金に処せられる

Q5 暴力にあったとき、被害者はどうすればよいのですか

A5 まずは、ひとりで悩まずに、配偶者暴力支援センター（女性相談所）や最寄りの警察署に相談して下さい。

Q6 周りの人は、どうやって支援すればよいのですか

A6 被害者を責めたり、我慢を強いることはしないでください。被害者の気持ちを理解し受け止めてあげ、相談機関を紹介してください。

★接近禁止命令★

夫が妻の身辺につきまったり、妻の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令です。

★退去命令★

夫に家から出ていけという命令です。



※ 運用は平成14年4月1日からですが、それまでの間も女性相談所などで相談に応じます。

相 談 窓 口

相談機関	電話番号	受付時間	休 日
沖縄県女性相談所 八重山支庁福祉課	098-854-1172 2-2230	(月～金)8:30～17:00 (土・日・祝)10:00～17:00	年末年始
沖縄県女性総合センター ているる相談室	098-868-4010	10:00～12:00、13:00～17:00	水曜・日曜・年末年始
沖縄県警 警察安全相談 八重山警察署	098-863-9110 (又は#9110) 2-0110	24時間	年中無休
なほ女性センター 「ダイヤルうない」	098-861-7515	10:00～12:00、13:00～16:00	日曜・祝日・年末年始
那覇地方法務局 「女性の人権ホットライン」	098-853-1102	8:30～17:00 (時間外は留守番電話で対応)	年中無休

● (沖縄の女性と男性の広場「あい」より参照)

男女共同参画講座2001が開講

これまでの女性講座を男女共同参画講座に改めての初講座が9月10日、大濱信泉記念館において開催されました。この講座は、「自分らしく 生きるために あるがままの自分を見つめて ありたい自分を探し 確立すること」を目的としたもので、名称の変更は男性の積極的な参加を図ろうというものです。

第1回は、自己表現とコミュニケーション～効果的なプロデュース～をテーマに人材育成コンサルタントの島仲ルミ子さんを講師に迎え、緊張感のある中にもユーモアのある楽しい講演会でした。

開講式

広報広聴課長 鹿川幸祐



近年、社会状況はめまぐるしく変わり、それに伴い個々の価値観が多様化しております。

色々な問題が派生している現代社会ですがこの講座を通して男女共同参画社会への意識を高めてください。

第1回

自己表現とコミュニケーション

講師 人材育成コンサルタント 島仲ルミ子氏



人と人のコミュニケーションを築くには自分自身を良く知ることが大事で、より良い人間関係を築くには自己表現の道具を常に自身で磨くことが大事です。過去と他人は変えられないが、自分は努力することで変えることができる。魅力的ですてきな人間を目指して自分自身を育てよう。

★自己表現の道具を磨く★

- ①あいさつ
 - ・心を開くカギ (人は先手に弱い)
- ②表情
 - ・ほほえむ週間を (笑顔は信頼と安心のメッセージ)
- ③身だしなみ
 - ・思いは形に現れる (目に写るものは信じる)
- ④言葉づかい
 - ・自分の過不足を調整する (自分が正しく評価されるように)
- ⑤態度
 - ・心の積極性を伝えよう (向き不向きより前向き好転への道へ)



受講生の皆さん(輝く自分をめざして)

～石垣市女性団体ネットワーク会議～

会長 潮 平 俊

石垣には、さまざまな女性の自主活動を行っている団体やグループがあります。歴史の古い大きな団体もあれば、近年生まれた小さなグループもあります。それぞれ目的も活動も異なりますが、時代の流れを敏感に受け止めて、女性の豊かな感性と叡智を生かし、多彩で優れた活動を展開しています。

平成7年度石垣市に「男女共同参画社会の実現をめざすいしがきプラン」が策定されたのをきっかけに、女性たちの間から要望があり、平成8年8月に、交流、ネット、相互のエンパワーメントを目的に23団体、グループで結成されました。

主な活動は、情報交換と交流会、学習会、まるごーフェスティバルの開催などがあります。平成13年9月現在で25団体、グループが加入しております。



「まるごーフェスティバル」ワークショップ風景



「宮城史」と「牧志つる糸」を忍ぶ講演会

石垣市女性団体ネットワーク会議所属団体紹介

ハーブシンフォニー八重山

会長 松 竹 ヨ シ

平成3年、ハーブの好きな仲間5名で発足したハーブシンフォニー八重山。「緑が自然が少なくなっていく中で、沖縄の気候に向いているハーブを普及させたい」との緒方喜美子氏（故人）の意に賛同して地道な活動を続けて10周年を迎えました。

今では会員も増え、神秘的な香りに包まれながら、先人たちが残してくれたハーブは、次なる世代の財産のひとつと思ひ、理屈なしでは感じとれない自然との交流を大事にハーブ料理、香料、染色クラフト、ハーブティー等、ハーブの会活動に会員一同頑張っています。

石垣島の太陽にかざしたハーブたちがそよ風に揺れ、みどりの吐息をつき、おいしい空気の中で元気で育ち輝いて、私達の生活をにぎわせてくれます。

この味覚、香り等を一人でも多くの方と共有したいと思う方は、随時会員募集しておりますのでご連絡下さい。



活動は「植物が主役、肩を張らず、楽しく自然体で」の地道な活動です。

いつの日かハーブの香りが島の香りとして、漂うことをたのしみに大事な周辺環境を考えつつ、在来の島の薬草も含めたハーブの活用と商品化、香りや味覚の「いやしの島」として全国へ発信できるように会員一同期待は膨らむばかりです。

連絡先 2-5324

男女共同参画講座2001

●●●プログラム●●●

回	月日	学習内容	学習方法	講師	場所
1	9/10月 午後7:30~9:30	開講式 自己表現とコミュニケーション (効果的なセルフプロデュース)	講話 話し合い	産業カウンセリング CDG主宰 島仲ルミ子	大濱信泉 記念館
2	10/13(土) 午後7:30~9:30	自分のための法律 (離婚、親権、相続権等)	講話 話し合い	琉球大学法文学部 教授 稲葉耶季	大濱信泉 記念館
3	10/27(土) 午後2:00~4:00	子育て、親育ては地域と共に (相談の現場から思うこと)	講話 話し合い	市児童相談員 具志堅 多恵子	大濱信泉 記念館
4	11/10(土) 午後2:00~4:00	パートタイム労働ガイダンス (知っておきたい法律、 制度、保険など)	講話 話し合い	21世紀職業財団 沖縄事務所所長 伊豆名 絹代 雇用管理アドバイザー 保田 ひろみ	大濱信泉 記念館
5	11/24(土) 午後2:00~4:00	男女共同参画社会の中で	ミニシンポジウム	調整中	大濱信泉 記念館
6	12/1(土) 午後1:00~5:00	DVの現状と問題点 (沖縄県DV対策事業)	基調講演 シンポジウム	弁護士 角田由紀子 パネリスト 浦谷桐子・垣花みち子	石垣市立 図書館
7	12/8(土) 午後2:00~4:00	海外女性セミナー報告 閉講式	研修報告 話し合い	県「女性の翼」 研修生	大濱信泉 記念館



第5回 まるざーフェスティバル

テーマ かがやき 響き合う やいまの女たち

ワークショップ

10月20日(土)午後2時~午後5時
10月21日(日)午前9時~午後4時

女性団体による活動紹介

展示、実演、手作り、ビデオ
上映、語り合いなどいろいろ
あります。

提案のある

ファッションショー

テーマ：着てみて・使ってみて
・私たちの手仕事

~やいまの伝統染織りを今に生かして~

日時：10月21日(日)
午後2時~4時

場所：市民会館中ホール

多くの皆様のご来場をおまちしております。

表紙紹介

まるざーは、八重山方言で円座を意味する。老若男女の別なく円座になって情報を交換し未来を語り合うことを象徴して命名した。表紙は第4回まるざーフェスティバルで市民参加の廃品を利用しての手作りコーナーです。題字は石垣市女性団体ネットワーク会議初代会長の宮里テツさん。